

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、生活保護事務等における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和5年11月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護事務
②事務の概要	<p>生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(※)・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※)・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(※) <p>(※)社会保険診療報酬支払基金へ委託</p>
③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1の第4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 【独自利用における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉事務所生活福祉総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部福祉事務所生活福祉総務課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月11日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1の第5の項	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第1の第4の項	事後	条例改正により項ズレが生じたため
令和3年10月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26の項(但し生活保護法に基づく保護に限る)	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の26の項 【独自利用における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の 9,10,14,16,18,20,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,5 3,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,1 20の項</p>	事後	<p>デジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正があったため</p> <p>情報照会と情報提供の区別が明確になるよう修正</p>
令和5年2月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、統合専用端末	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療扶助保険者等向け中間サーバー	事後	
令和5年5月16日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療扶助保険者等向け中間サーバー	生活保護システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等、統合専用端末	事前	
令和5年11月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。	<p>生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。</p> <p>医療扶助のオンライン資格確認については、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務(※) ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等(※) <p>(※)社会保険診療報酬支払基金へ委託</p>	事後	